

古文書で探る庶民のくらし

―行き倒れの老女①―

岡垣歴史文化研究会 羽山 健一

『吉田文書』に「老女の行き倒れ」を記す江戸末期頃(推定)の文書がある。松原村が郡役所に提出した請願書の下書きで、その内容を時系列で紹介する。

①ある年の12月下旬、松原村で旅の老女が行き倒れとなった。当時の暦は太陰暦で12月下旬は、太陽暦の1月末から2月上旬で、最も寒い時期である。老女は、病気で寒さで道端に倒れてしまった。

②村は、老女を近くの民家に収容し、手厚く介抱した。医者を呼び、看病を続けた。

③同時に、老女の身元確認をしたが、往来手形や寺証文は持っていなかった。村役人は、村内滞在者の身元確認と郡役所への報告義務を負っていた。

往来手形は居住地の代官や郡代などの役人が発行する旅行許可証

で、寺証文は檀那寺が檀家の身元保証をした身分証明書である。この証文を持たぬ者は、居住地を不法に退去した出奔者と見なされ、出奔して5年も経てば、宗旨人別帳(戸籍簿)から抹消されるのである。

④老女からの聞き取りで、国元の日向国児湯郡南方村の役所に、身元照会の書状を宿継・村継で送付した。

南方村は、現在の宮崎県西都市南方で、当時は幕府の天領で西国筋郡代の支配下であった。

宿継・村継は、宿場から宿場、村から村へリレーして荷物や人を輸送する制度である。

文書には、老女の身元について、国元以外の記載が無い。通常の身元確認では、

名所(名前と住所)・年齢・親(戸主)の名前等が必要である。重病の老女がどの程度の証言をしたかは不明である。

⑤翌年1月末日、同月7日付けの南方村役所の書状が届いた。病気の老女について村内を調査したが、当所の者では無い、との回答だった。老女の身元証言は、郷里に迷惑を掛けたくない一心で、とつさに付いた嘘だったのである。うか、謎である。

⑥南方村役所に返書受取りの書状を発送した。

⑦村内に小屋を建て、老女を民家から小屋に移し、村民2名を看病に充てた。

⑧その後、老女は全快して、郷里への帰国を希望した。病名や療

養期間は不明であるが、50日以上と推定されるのである。

⑨松原村は、郡役所に老女の帰国許可を請願した。

以上が文書の内容である。老女の郷里への帰参が叶い、平安が訪れたと信じた。

福岡藩は、村内に他国者や旅人が滞在・宿泊することを厳しく制限していた。その一端を紹介する。

『郡方御法書物』に、各地の寺社を参詣する廻国巡礼者の「六十六部」に関する1743(寛保3)年の通達が記録されている。要約すると、これまで村内での宿泊は禁止であったが、今後は日暮れとなった場合に限り一泊を認める。ただし、寺院に限る。村内に寺院無き場合は、隣村の寺院を紹介すること。病気で2泊以上の場合は、郡役所に報告すること。と記されている。1867(慶応3)年に庄屋・組頭が宗旨役所に提出した誓約書の一部を紹介する。村中に旅人・無縁の者が来た場合、暫時の滞在中も認めない。滞在・宿泊する場合は、名所を厳重に吟味し寺証文を預り、宗旨役所に報告する。とある。

つづく



▲郡方御法書物